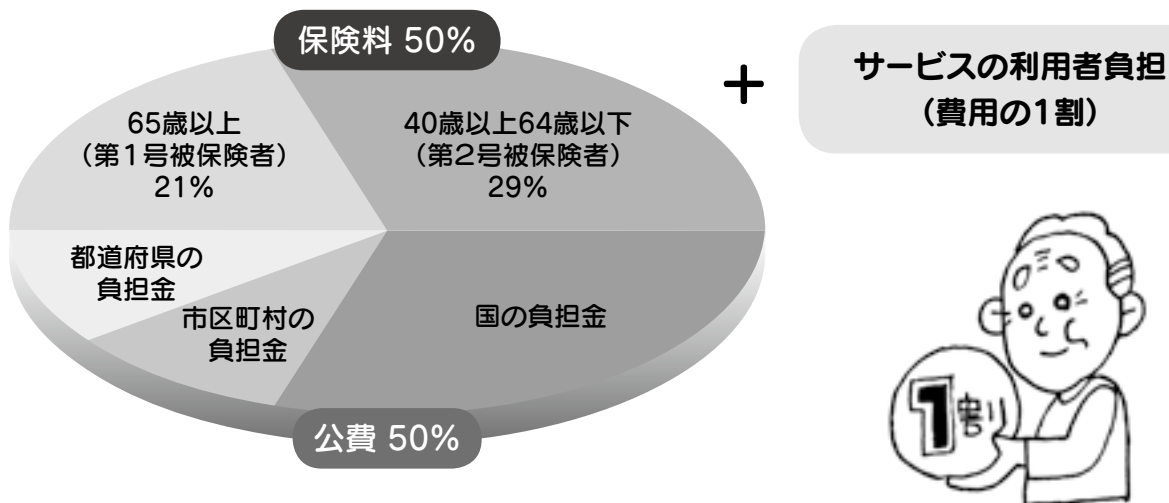


介護保険料

保険料を納めて みんなで介護を支えます

介護保険は、国や自治体が負担する公費と、みなさんから納めていただく保険料を財源に運営しています。

● 保険料は、制度を支える大切な財源です。必ず納めましょう。



● 理由なく保険料を納めない場合には

1年以上
納めない場合

介護サービスを利用したとき、いったんサービス費用全額を支払っていただいた上で、その後費用の9割の払い戻しを受けることとなります。

1年6カ月以上
納めない場合

払い戻しとなる給付費（9割）の一部又は全部を一時的に差し止められたり、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上
納めない場合

保険料の滞納期間に応じた一定期間、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

● 保険料の減免制度

災害で著しい損害を受けたときや失業・倒産等で収入が一時的に著しく減少し、保険料を納めることが難しい場合には申請により減免されます。



詳しくは、保健福祉課介護保険係にご相談ください。

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めていただくことになっています。

国民健康保険に加入している人

決め方 保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

介護保険料
限度額10万円
(年額)

=

所得割額

第2号被保険者の
所得に応じて計算

+

均等割額

世帯の第2号被保険
者数に応じて計算

※介護保険料と国民健康保険税の賦課限度額は別々に決められます。
※介護保険料と同額が国庫から負担されます。

納め方 医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場で健康保険に加入している人

決め方 給料の標準報酬月額と医療保険ごとに設定されている介護保険料率に応じて決められます。

介護保険料
事業主が
半額負担

=

標準報酬月額

×

介護保険料率

納め方 医療保険料と介護保険料をあわせて給料から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、医療保険全体で負担しますので個別に納める必要はありません。

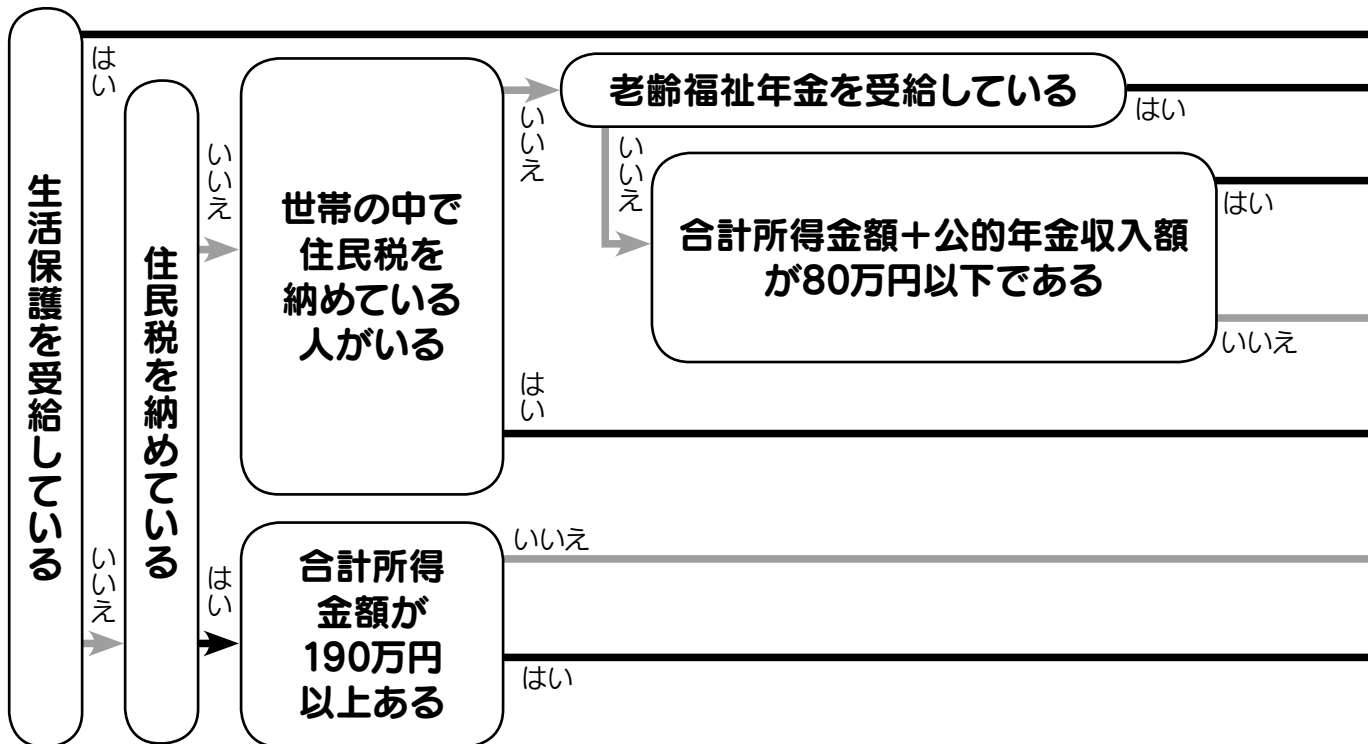
65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

あなたの保険料は？

決め方

スタート

- 出雲崎町の介護サービスにかかる費用の総額に基づき、保険料の「基準額」が決定されます。
- 「基準額」をもとに、所得段階別の保険料が決まります。



年金が年額18万円以上の人 ▶ **特別徴収** で納めます。
(月額1万5,000円以上の人)

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

年金が年額18万円未満の人 ▶ **普通徴収** で納めます。
(月額1万5,000円未満の人)

送付される納付書にもとづき、介護保険料を町に個別に納めます。

**口座振替が
便利です**

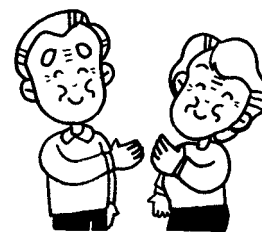
普通徴収の人には、手間がかからず便利で安心な口座振替がおすすめです。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳の届け出印）

これらを持って町指定の金融機関へ

納め方

- 保険料の納め方は、**特別徴収**と**普通徴収**に分かれます。
- 65歳の誕生日の前日の属する月から保険料を納めます。



●平成24年度から平成26年度までの保険料

段階	対象者	計算方法	保険料(月額)※	保険料(年額)
第1段階	世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者又は生活保護費受給者	基準額×0.5	2,875円	34,500円
第2段階	世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の者	基準額×0.5	2,875円	34,500円
第3段階	世帯員全員が住民税非課税で、第2段階以外の者	基準額×0.75	4,317円	51,800円
第4段階	本人が住民税非課税、世帯員で課税者がいる者	基準額	(基準)5,758円	69,100円
第5段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が190万円未満の者	基準額×1.25	7,192円	86,300円
第6段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が190万円以上の者	基準額×1.5	8,633円	103,600円

※端数整理により実際とは異なります。

特別徴収の人は

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は、前年度2月分の保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は、前年の所得をもとに年間の保険料を算出し、そこから仮徴収分を除いて調整された金額を納付します(本徴収)。

前年度			本年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

原則として前年度2月分の保険料額を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

普通徴収の人は

保険料は、町から送付されてくる納付書の納期にしたがって納付します。

年金額が年額18万円以上の人でも、次のようなときは特別徴収となるまで一時的に普通徴収となります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき など